みよし広域連合工事検査規程

（目的）

第１条　この訓令は、みよし広域連合において発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めることにより、工事の適正かつ効率的な施行の確保を図ることを目的とする。

（検査の種類）

第２条　工事の検査は、竣工検査、部分払検査及び中間検査とする。

２　竣工検査は、工事の完成を確認するための検査とし、部分払検査又は中間検査において既に検査した部分も含めた工事全体について行うものとする。

３　部分払検査は、工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、既成部分を確認するための検査とし、竣工検査に準じて行うものとする。この場合において、修補を要する部分があるときは、当該部分は、出来形から除外しなければならない。

４　中間検査は、工事の施工途中において、確認が必要な場合に行う検査とし、竣工検査に準じて行うものとする。

（検査員の指名）

第３条　前条の検査を行う検査員は、広域連合長が指名する。

（検査の請求）

第４条　検査に係る工事を所管する所属長等（以下「工事担当所属長等」という。）は、請負者から工事の竣工検査又は部分払検査の請求があったとき及び中間検査が必要となったときは、速やかに検査に必要な書類を整備し工事検査請求書を、広域連合長に提出しなければならない。

（検査の立会）

第５条　広域連合長は、工事の検査に当たって、工事担当所属長等及び監督員を立会させなければならない。

２　所属長等は工事の検査に当たって、当該検査に係る工事の受注者又は現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を立会させるものとする。

（検査の復命等）

第６条　検査員は、検査を終了し、当該検査に係る工事を適正と認めたときは、速やかに、広域連合長に工事竣工（部分払、中間）検査復命書により復命しなければならない。

２　広域連合長は、検査員から前項の規定による復命を受けたときは、工事竣工（部分払、中間）検査結果通知書を速やかに工事担当所属長等に送付するものとする。

３　検査員は、検査の結果、修補（第８条第１項に規定するものを除く。）の必要があると認めるときは、広域連合長に復命書により復命しなければならない。

４　第１項の規定は、次条及び第８条の規定による修補の完了の確認について準用する。

（修補工事の請求）

第７条　広域連合長は、検査員から前条第３項の規定による復命があったときは、その結果を工事竣工（部分払、中間）検査結果通知書により当該検査に係る工事担当所属長等に通知するものとする。

２　工事担当所属長等は、広域連合長から前項の通知を受けたときは、修補の方法、期間等の検討を行い、修補工事請求書により受注者に修補を請求するとともに、その写しをもって広域連合長に報告するものとする。

３　工事担当所属長等は、受注者から修補工事完了報告書の提出があったときは、速やかに修補工事完了通知書を広域連合長に提出しなければならない。

（軽易な修補の指示）

第８条　検査員は、工事の目的に影響を与えない軽易な工事の修補を要すると認めるときは、監督員とともに修補指示書により当該工事の受注者に必要な指示をすることができる。

２　監督員は、前項の規定により修補を指示された工事の受注者から修補の完了の報告があったときは、原則として当該修補の指示をした検査員にその完了の確認を求めなければならない。

（書類の整理）

第９条　監督員は、当該検査に関する書類を整備し、検査員の求めに応じて、提示しなければならない。

(1)　設計図書

(2)　工程表

(3)　工事中写真及び竣工写真

(4)　出来形管理図表及び工程能力図、品質管理図表及び工程能力図並びに使用材料試験成績表及び規格証明書

(5)　その他必要と認められる書類

（特別の技術を要する工事等に関する特例）

第10条　特別の技術を要する工事その他広域連合長が定める工事の検査については、この訓令によらないことができる。

（補則）

第11条　この訓令に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この訓令は、令和２年２月１日から施行する。